



事務局からのお知らせ



◆ 建設業の「一人親方労災保険」へのお手続をお手伝いできるようになりました。

一人親方の方が労災保険に加入する場合には、政府の認可を受けた団体を通じて申し込む必要がありますが、この団体の1つである「一人親方労災保険組合」へのお手続を当会がお手伝いします。



さらに、当会から「一人親方労災保険組合」へ加入手続きしていただくと、入会金1,000円が無料になります。

特別加入の対象者

下記のいずれかに該当する建設業を営む一人親方 及び その家族従事者が対象者となります。建設業であれば特に職種の限定はありません。

- ☑ 会社に雇用されずに、個人で仕事を請け負っている。
- ☑ 特定の会社に所属しているが、その会社と雇用関係がなく請負で仕事を行っている。
- ☑ グループで仕事をしているが、お互いに雇用関係はない。
- ☑ 見習いをしているが、見習い先とは雇用関係にない。

お問い合わせは

一般社団法人 一人親方労災保険組合

東京都中央区日本橋小網町 16-1 タナベビル 5F

TEL:03-6661-2788

フリーダイヤル：0120-6379-10